

守谷市給水管分岐工事に係る施行基準

(目的)

第1条 この基準は、守谷市水道事業給水条例（以下「条例」という。）に基づいて施工する給水管分岐工事について、将来にわたり安定的な給水を確保し、また老朽化に伴う更新費用を抑え、持続可能な水道事業の運営を図るため、設計及び施行に関し必要な基準（以下「本基準」という。）を定め、給水管分岐工事の適正な運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 別表第1に示す口径別適合表の範囲内で給水管を新規又は取替えにより施工する場合は、別紙「標準配管図」に基づき、配水管から第1止水栓までの範囲を水道給水用ポリエチレン管を用いて施工しなければならない。その規格は、高密度ポリエチレン管（PWA005、JP K 001、その他同等規格品。なお寸法は、別表第2に適合するものとする）又はポリエチレン1種二層管（JIS K6762、JP K 002、その他同等規格品。なお寸法は、別表第2に適合するものとする）とする。

2 重車両が通行する道路や工場等の付近で給水管を施工する場合は、守谷市上下水道事業と協議するものとする。

3 配水管が高性能ポリエチレン管又はポリエチレン1種二層管の場合は、水道給水用ポリエチレン管用のプラグ付サドル及び継手（以下「EF継手等」という。）により電気融着による施工を原則とする。なお、第1項の規定により、既設給水管の一部を取替える場合において、昭和58年から昭和59年に布設されたポリエチレン管の一部は、一層管を使用しているため、その場合は第1項に準じて施工しなければならない。

4 配水管が前号以外の管種の場合は、金属製の分岐サドル及び継手（以下「金属製継手等」という。）又はEF継手等により施工するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、漏水対応や現場条件等によりEF継手等による施工が困難な場合は、金属製継手等を使用することができる。

6 建設工事又はその他の理由により、臨時に給水装置を設置し、一般用給水を前提としない工事の場合は、本基準は適用しない。

(使用材料及び施工方法)

第3条 給水管分岐工事に係る使用材料の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配水管が高性能ポリエチレン管の場合における給水管及び管継手の材料は、ISO TR9080に規定する外挿方法でPE100と認定されている高密度ポリエチレン管（Higher Performance Polyethylene:HPPE）又はポリエチレン1種二層管とし、寸法は別表第2に適合するものとする。また、管の接合方法はEF継手等による電気融着方式とする。
- (2) 配水管が高性能ポリエチレン管又はポリエチレン1種二層管の場合の給水管の分岐は、EFプラグ付サドル又はEFサドル付分水栓（以下「EF分岐サドル」という。）を用いなければならない。

(3) 配水管が前号以外の管種の場合の給水管の分岐は、耐震性及び耐腐食性を有する金属製分岐サドルを用いるものとし、給水管の材料は、高密度ポリエチレン管又はポリエチレン1種二層管とし、その寸法は別表第2に適合するものとする。また、管の接合方法は耐震性及び耐腐食性を有する金属製継手等による接合又はE F継手等による電気融着方式とする。

(4) 電気融着は、専用の工具を用いなければならない。

(5) 高密度ポリエチレン管又はポリエチレン1種二層管を使用する場合で、ガソリンスタンドや工場等有機溶剤等の侵入の恐れがある箇所については、溶剤の浸透から防護するため、ポリスリーブ等を用いなければならない。

(6) 金属製継手等により施工する場合は、管接合部をポリスリーブで巻き、防食テープで密着させなければならない。

(技術の習得)

第4条 水道給水用ポリエチレン管の施工は、専門知識及び技術を要するため、施行者は配水用ポリエチレンパイプシステム協会や各製造業者が実施している施工講習会に積極的に参加し、技術の向上に努めること。

(施工上の注意)

第5条 電気融着をする場合には、接合不良や感電の恐れがあるため、乾燥状態で行わなければならない。

2 電気融着の通電時間及び冷却時間は、使用製品の製造業者の施工指針に従わなければならない。

3 電気融着による接合は、別表第3のチェックシートにより確認の上、必要事項を記入し、給水装置工事竣工検査申請書に添付しなければならない。

4 電気融着による接合状況を確認するため、インジケータの隆起を確認し継手表面に通電終了時刻及びクランプ取り外し時刻を記入しなければならない。

5 水圧試験は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)に基づき、1.75メガパスカルの静水圧を1分間維持しなければならない。

(その他)

第6条 本基準に定めのない技術的な基準については、条例及び同条例施行規程に準ずるものとする。

2 前項で解決しない事項又は疑義が生じた場合には、守谷市上下水道事業と協議するものとする。

3 将来にわたり安定的な給水を確保し、また老朽化に伴う更新費用を抑え、持続可能な水道事業の運営を図るため、E F継手及びE F分岐サドルによる電気融着方式の採用について、積極的に取り組むものとする。

(適用日)

第7条 本基準は、令和8年6月1日以降に受け付ける給水装置工事申請から適用する。

別表第1（第2条関係） 口径別適合表

（単位：ミリメートル）

配水管呼び径	給水管呼び径
50	30以下
75	40以下
100	50以下

（注）1 上表は令和6年2月1日現在のものである。

2 各メーカーの適合範囲が変更された場合は、守谷市上下水道事業と協議すること。

別表第2（第3条関係） 給水管寸法表

（単位：ミリメートル）

呼び径	管外径	管厚	長さ
20	27.0	3.4以上	5000（※）
25	34.0	3.4以上	5000（※）
30	42.0	3.9以上	5000（※）
40	48.0	4.4以上	5000（※）
50	60.0	5.5以上	5000

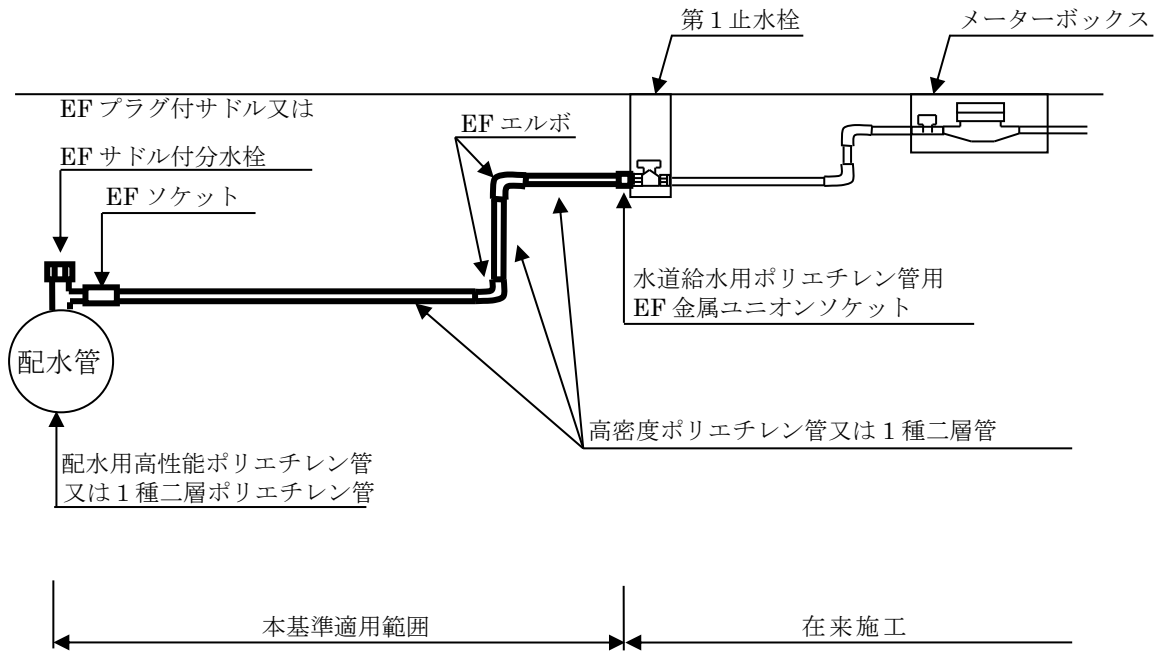
（※）30mのコイル管も可とする。

別表第3（第5条関係） 電気融着継手チェックシート

電気融着継手チェックシート						
工事件名						
指定工事事業者名						
施工場所						
施工日		年 月 日				
管種・呼び径						
使用材料製造業者名		サドル分水栓： 継 手 ： 給水管 ： エルボ ：				
継手箇所数		1	2	3	4	5
準 備	発電機確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	融着機確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
接 合	管・継手の清掃点検					
	挿入標線の記入					
	切削面の記入					
	融着面の切削					
	アセトン清掃					
	挿入・クランプ固定					
通 電	コネクター接続					
	バーコード読み取り					
検 査	融着機の正常終了	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	：	：	：	：	：
	インジケータの隆起	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	クランプの取り外し時刻	：	：	：	：	：
判 定		合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考						

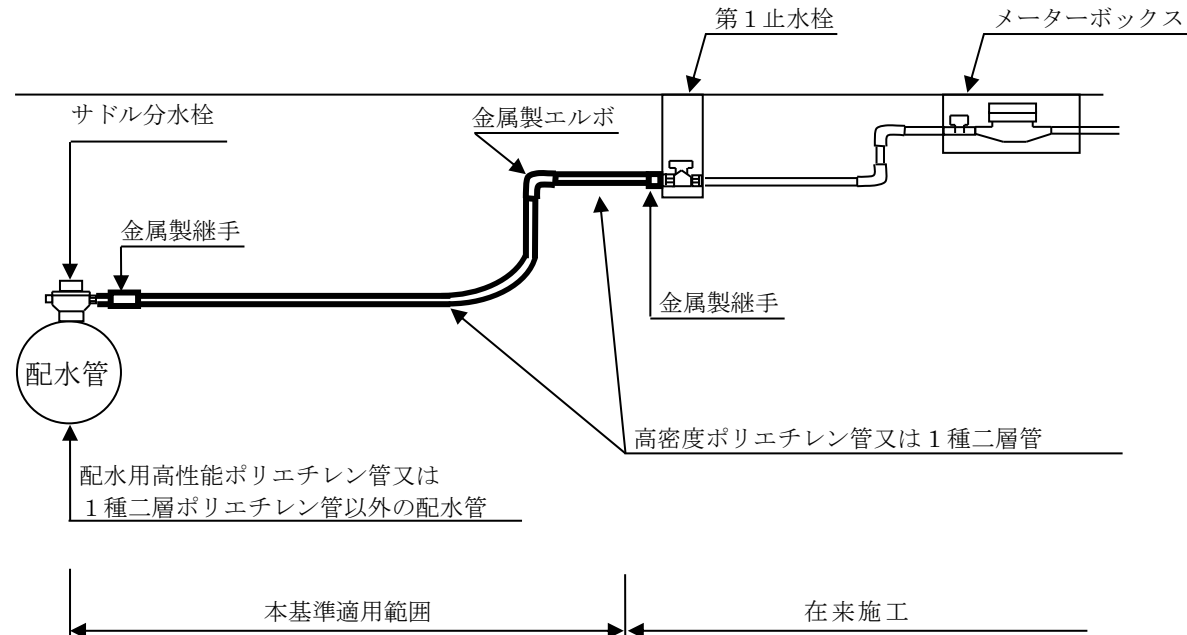
標準配管図

①配水管が配水用高性能ポリエチレン管又は1種二層管の場合

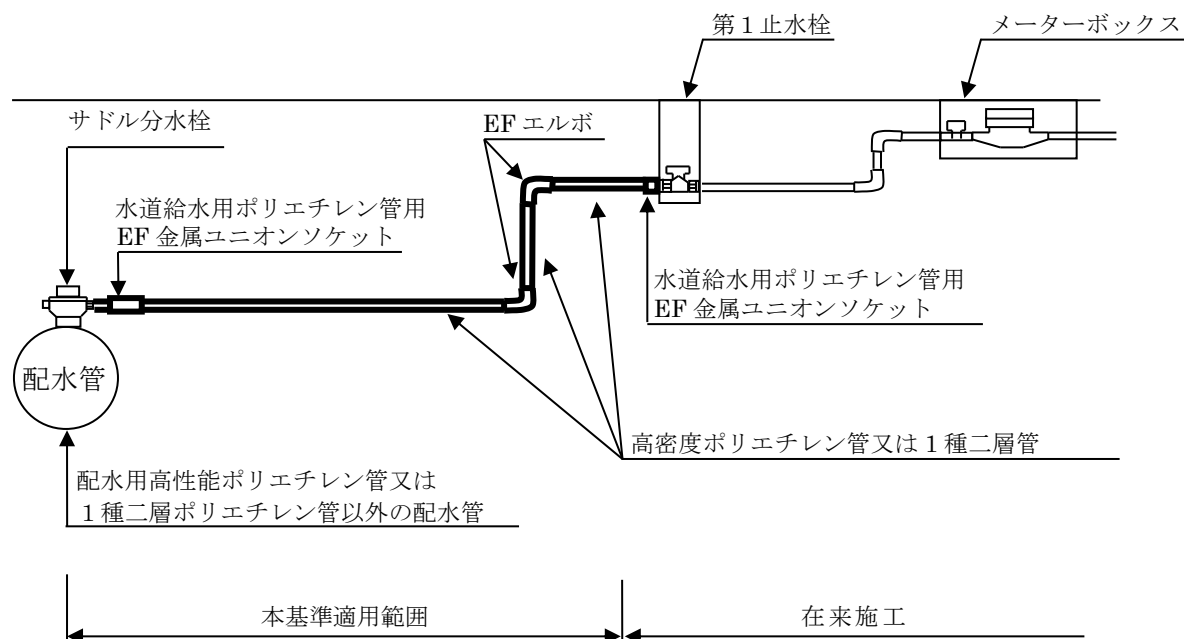


※漏水対応や現場条件等により、耐震性及び耐腐食性を有する金属製サドル及び金属製継手とすることができる。

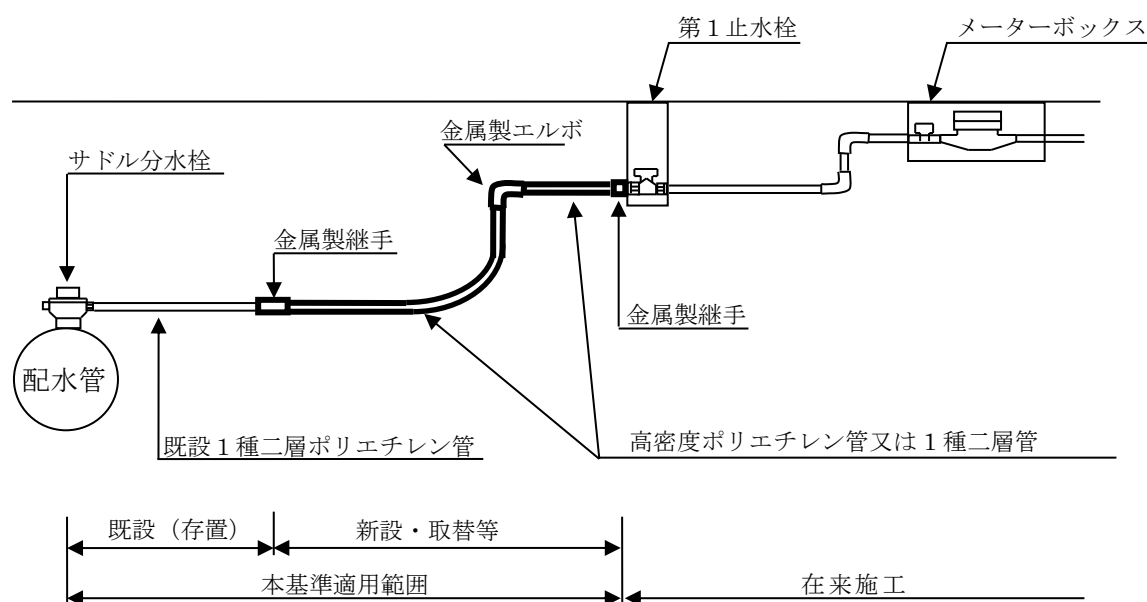
②配水管が配水用高性能ポリエチレン管以外の場合



③配水管が配水用高性能ポリエチレン管以外の場合でE F継手を使用する場合



④既設給水管が1種二層管の場合



⑤既設給水管が1種二層管の場合でE F継手を使用する場合

